

私学研修員等の研究料の取扱について

国立大学法人和歌山大学私学研修員等の研究料の取扱について

制 定 平成16年 6月15日  
 法人和歌山大学規程第 334号  
 最終改正 令和 2年 2月28日

1. 国立大学法人和歌山大学私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員及び教職員支援機構研修員受入に伴う研究料は、次のとおり取り扱うものとする。

区分	研究料(3ヶ月)	受入部局配分額	事務局配分額
私学研修員	113,400円	92,570円	20,830円
専修学校研修員	113,400円	92,570円	20,830円
公立高等専門学校研修員	113,400円	92,570円	20,830円
公立大学研修員	113,400円	92,570円	20,830円
教職員支援機構研修員	30,500円	24,990円	5,510円

2. 受託研究員受入に伴う研究料は下記のとおり取り扱うものとする。

区分	研究料	受入部局配分額	事務局配分額
長期(6ヶ月を超えて1年以内)	566,900円	463,880円	103,020円
短期(6ヶ月以内)	283,400円	231,430円	51,970円

3. 民間(企業)等共同研究員受入に伴う研究料は下記のとおり取り扱うものとする。

区分	研究料(年額)	受入部局配分額	事務局配分額
民間(企業)等共同研究員	440,000円	360,000円	80,000円

4. 外国人受託研修員受入に伴う研究料は下記のとおり取り扱うものとする。

区分	研究料(月額)	受入部局配分額	事務局配分額
外国人受託研修員	236,700円	224,020円	12,680円

附 則

この取扱いは、平成16年6月15日から施行する。

附 則(平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1514号)

この改正取扱は、平成26年4月1日から施行する。

**私学研修員等の研究料の取扱について**

附 則（平成30年1月31日一部改正：法人和歌山大学規程第2016号）

この改正取扱は、平成30年1月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和2年2月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2260号）

この改正取扱は、令和2年4月1日から施行する。